

# 福岡県社会福祉審議会資料

## 【報告事項】

- ① 令和4年度各専門分科会の開催実績について・・・P1  
(民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、  
児童福祉専門分科会)
- ② 令和5年度の組織改正について・・・P5
- ③ 子育て環境の整備について・・・P7
- ④ 福岡児童相談所一時保護所の竣工について・・・P8
- ⑤ 京築児童相談所の建設について・・・P10
- ⑥ 訪問相談支援による発達障がい児支援体制の強化事業について・・・P12
- ⑦ 医療的ケア児保育・就学支援事業について・・・P14
- ⑧ 福岡県手話言語条例の制定及び関連事業について・・・P15



## 令和4年度民生委員審査専門分科会開催実績

### 1 分科会開催概要

#### (1) 第1回

開催日時：令和4年7月25日（月） 10時50分から12時00分

開催場所：福岡県中小企業振興センター 3階 302号室

出席委員数：8名中6名出席

#### (2) 第2回

開催日時：令和4年10月24日（月） 14時30分から15時30分

開催場所：福岡県中小企業振興センター 3階 303会議室

出席委員数：8名中7名出席

### 2 議事

#### (1) 第1回

##### ア 報告事項

- ・ 前回専門分科会以降に行った推薦（会長専決分）及び解嘱具申について
- ・ 今回解嘱の申出のあった解嘱具申について

##### イ 審議事項

- ・ 8月1日付民生委員・児童委員の候補者の審査について
- ・ 福岡県民生委員の定数を定める条例の改正案について

#### (2) 第2回

##### ア 報告事項

- ・ 前回専門分科会以降に行った推薦（会長専決分）及び解嘱具申について

##### イ 審議事項

- ・ 令和4年度一斉改選に係る民生委員・児童委員（区域担当）の候補者の審査について
- ・ 令和4年度一斉改選に係る民生委員・児童委員（主任児童委員）の候補者の審査について

### 3 審議結果

報告事項、審議事項について事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、全ての内容について承認された。

## 令和4年度障がい者福祉専門分科会開催実績

### 1 分科会開催概要

開催時期 令和4年12月

開催方法 書面開催による審議

### 2 審議事項

令和5年度（令和4年度補正含む）障がい者（児）福祉施設等の整備について

#### 《 障がい者施設の整備 》

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ①共同生活援助（グループホーム）に係る整備 | 4件 |
| ②防災・減災に係る施設整備         |    |
| ・大規模修繕（老朽化した施設の改築）    | 3件 |
| ・大規模修繕（多床室の個室化）       | 1件 |
| ・大規模修繕（施設の一部改修）       | 4件 |

#### 《 障がい児施設の整備 》

- |                |    |
|----------------|----|
| ①障がい児通所支援に係る整備 | 1件 |
|----------------|----|

### 3 審議結果

事務局案のとおり決定

令和4年度老人福祉専門分科会審議結果について

1 第1回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催方法：書面による審議

開催期日：令和5年1月17日（火）

回答期限：令和5年1月24日（火）

回答委員：8人中8人回答

(2) 審議事項

- ・医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画について

(3) 審議結果

事務局案どおり了承を得た。

2 第2回老人福祉専門分科会

(1) 分科会開催概要

開催方法：書面による審議

開催期日：令和5年2月28日（火）

回答期限：令和5年3月7日（火）

回答委員：8人中8人回答

(2) 審議事項

- ・令和5年度高齢者福祉施設等整備の採択について

(3) 審議結果

事務局案どおり了承を得た。

## 令和4年度児童福祉専門分科会開催実績

### 1 開催概要

原則として、毎月第1木曜日に開催  
専門分科会の委員定数は12名

### 2 議事内容

	日付	場所	人数	審議事項	報告事項
第1回	4月7日 (木)	福岡県庁 特1会議室	9人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】 ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、田川児相】(9件)	・児童の死亡事例について【児童家庭課】 ・「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」の制定について【児童家庭課】
第2回	5月12日 (木)	福岡県中小企業振興センター	10人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】 ・里親の認定について【久留米児相、田川児相、宗像児相】(4件うち専門里親1件)	・入所児童の処遇等について【障がい福祉課】
第3回	7月14日 (木)	福岡県中小企業振興センター	12人	・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】 ・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)【青少年育成課】(3件) ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、田川児相、大牟田児相、宗像児相】(9件)	
第4回	8月17日 (水)	福岡県中小企業振興センター	8人	・福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会における里親認定審議について【児童家庭課】 ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、田川児相、宗像児相】(12件) ・福岡県児童相談所機能強化計画(仮称)の策定について	・入所児童の処遇等について【障がい福祉課】 ・入所児童の処遇等について【児童家庭課】 ・児童虐待事例検証結果について【児童家庭課】 ・児童の死亡事例について【児童家庭課】
第5回	9月1日 (木)	福岡県庁 特1会議室	9人	・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】 ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、宗像児相】(3件)	
第6回	11月10日 (木)	福岡県庁 特1会議室	9人	・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、田川児相、宗像児相、京築児相】(8件)	・入所児童の処遇等について【児童家庭課】 ・こども家庭センターを中心とした改正児童福祉法について【児童家庭課】
第7回	1月5日 (木)	福岡県庁 特1会議室	8人	・児童福祉施設等整備の個別審査について (病児保育施設室)【子育て支援課】(5件) ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、宗像児相】(5件)	・児童虐待事例検証結果について【児童家庭課】 ・入所児童の処遇等について【児童家庭課】 ・入所児童の処遇等について【児童家庭課】
第8回	2月2日 (木)	福岡県庁 特1会議室	8人	・保育所設置認可の個別審査について【子育て支援課】(4件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について(児童館・児童センター)【子育て支援課】(7件) ・児童福祉施設等整備の個別審査について(放課後児童クラブ室)【青少年育成課】(37件) ・里親の認定について【福岡児相、久留米児相、田川児相、大牟田児相、宗像児相】(16件)	・入所児童の処遇等について【児童家庭課】 ・入所児童の処遇等について【児童家庭課】

### 3 審議結果

事務局及び担当課から説明を行い、全件承認された。

## 令和5年度の組織改正について

### 1 概要

- 少子化の進展、児童虐待の増加、こどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く課題は近年ますます多様化し、相互に関連し合っている。これらの複合的な課題に対応するためには、こども施策を総合的に推進する必要がある。
- また、こども基本法及び改正児童福祉法の施行により、県は今後、「県こども計画」を策定するほか、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を一元的に担う「こども家庭センター」が全市町村に設置され、機能を十分に発揮できるよう支援していく必要がある。
- これらの課題に的確に対応するため、新たに「こども未来課」を設置するほか、以下の組織再編を実施。

#### こども未来課

こどもまんなか社会の実現を目指し、部局横断的な課題に取り組む

- ・ 「こども基本法」に基づく「県こども計画」の策定
- ・ 出会い・結婚応援、少子化対策
- ・ ひとり親家庭支援、こどもの貧困対策、ヤングケアラー支援
- ・ こどもの居場所づくり（放課後児童クラブ、こども食堂）
- ・ 児童扶養手当

#### 子育て支援課

妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援に取り組む

- ・ 市町村「こども家庭センター」設置促進及び運営支援
- ・ 母子保健業務
- ・ 地域こども子育て支援
- ・ 保育人材確保、待機児童対策
- ・ 保育施設整備、指導

#### こども福祉課

こどもの命と安全を守る

- ・ 児童相談所、福岡学園管理
- ・ 児童虐待防止対策
- ・ 社会的養護、里親の推進

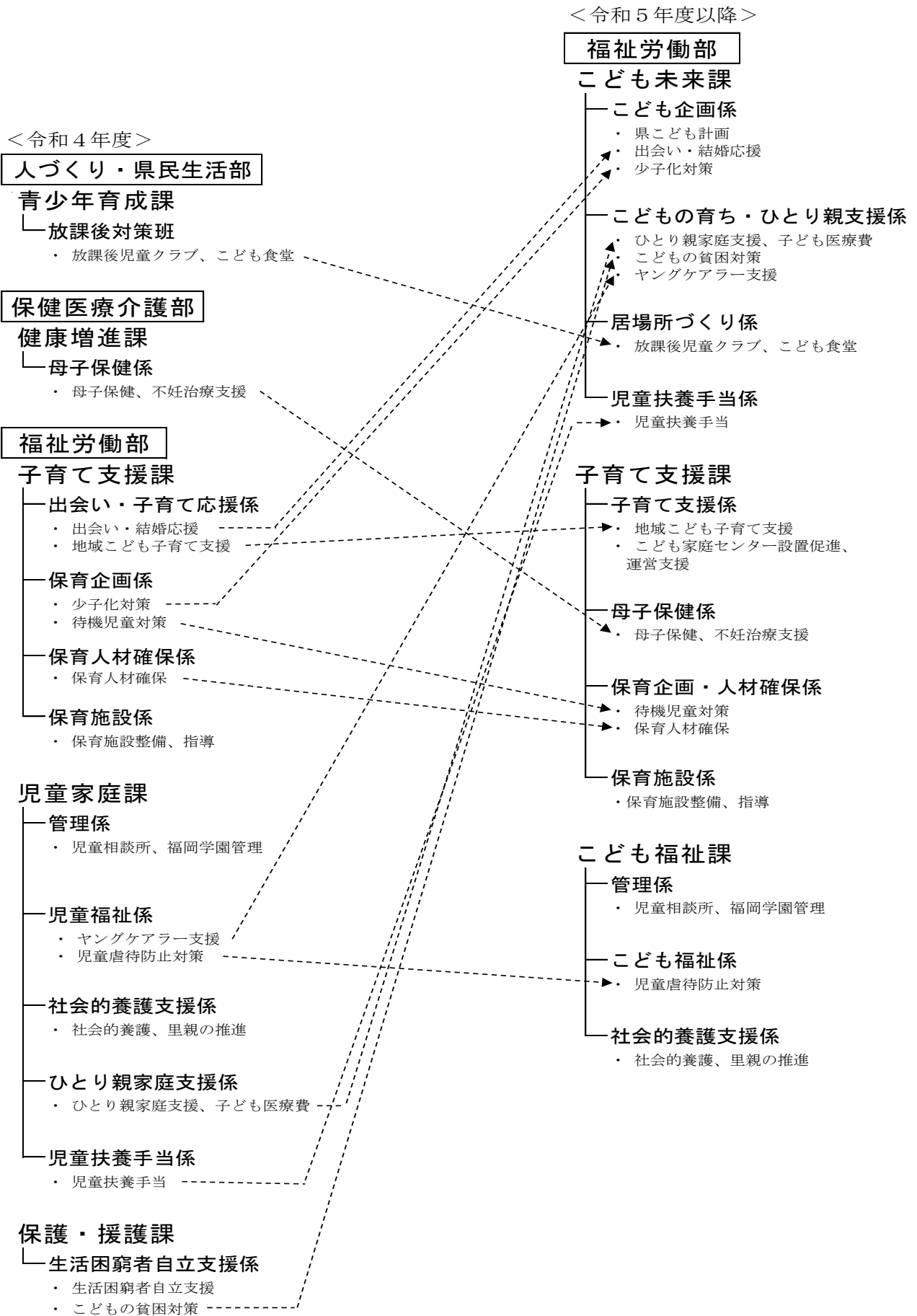
[業務図]

別紙のとおり

### 2 実施時期

令和5年4月1日

[業務図]

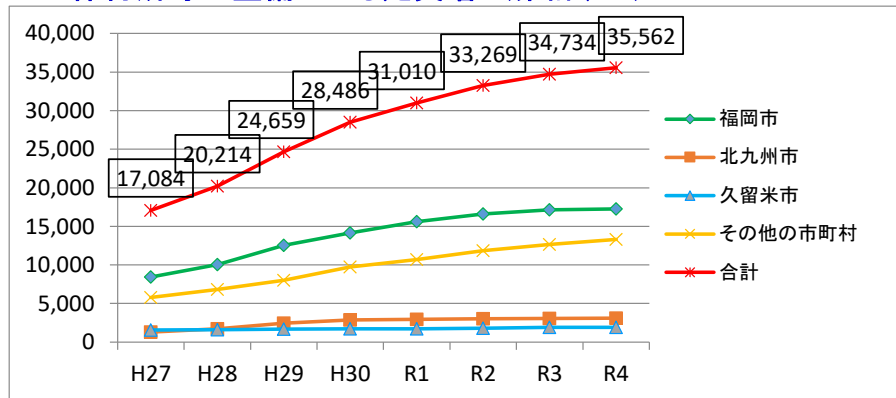




国の就学前教育・保育施設整備交付金や福岡県子育て応援基金等を活用し、市町村が実施する保育所等の創設や増改築などを支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

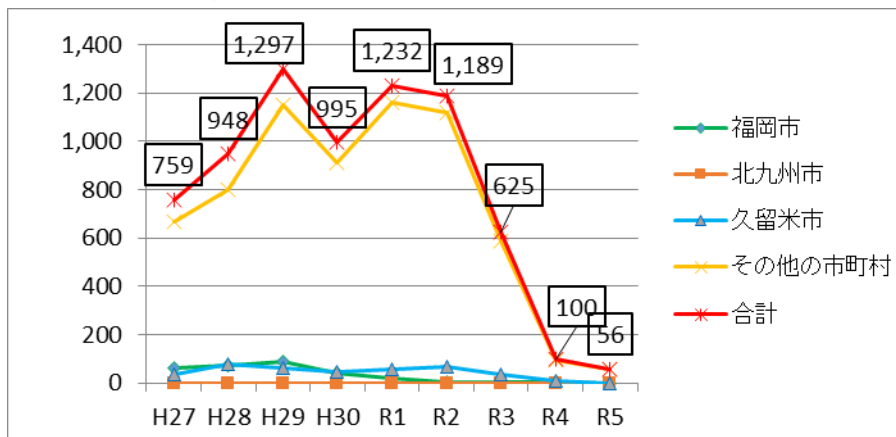
## 【保育所等の整備と待機児童】

### ■ 保育所等の整備による定員増（累計、人）



・平成21年度から令和4年度までの整備により、累計で35,562人定員増。

### ■ 待機児童数の推移（人）(各年4月1日現在)



### 令和5年度 保育所等の施設整備

・施設整備により、保育所(274人)、認定こども園(246人)、小規模保育(38人)、家庭的保育事業(10人) 計568人の定員増を計画

### 保育所等の設置状況(令和5年4月1日)

・保育所 925か所(うち北九州市127,福岡市287,久留米市60)  
 ・認定こども園 236か所(うち北九州市 60,福岡市 13,久留米市27)  
 ・地域型保育事業298か所(うち北九州市 69,福岡市 158,久留米市 6)

### 待機児童解消への取組

・県では、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、令和6年度までに待機児童をゼロとする目標を設定。  
 ・令和5年度は、「保育所・保育士支援センター」の機能強化や保育士不足で定員割れしている保育所等に対する保育士確保の支援を実施。

### 保育人材の確保対策・保育士の処遇改善

#### 【保育人材の確保】

・「保育士・保育所支援センター」での保育人材に対する総合的な支援(就職支援、保育士資格保有者届出制度、相談窓口)

#### 【保育士の処遇改善等】

・処遇改善の要件とされる保育士等キャリアアップ研修の実施

### 病児保育の充実

・病児保育の利用料を原則無償化(上限2,000円/日)  
 ・利用可能な施設の検索や空き状況の確認・利用申込をWEB上でできる「病児保育ナビ」を構築

## 福岡児童相談所一時保護所の竣工について

筑紫・糟屋・糸島地域の児童福祉の中核的専門機関であるとともに、県の中央児童相談所である福岡児童相談所は、児童の一時保護への対応や相談援助活動を充実させるため、令和3年度から増築及び改修工事に着手し、令和4年10月末に増築した一時保護所が竣工したものの。

### 1 施設の概要

住 所：春日市原町3丁目1番地7（現福岡児童相談所等庁舎駐車場敷地内）  
建 築 面 積：449.17㎡（増築分）  
延 床 面 積：974.98㎡（ 〃 ）  
構 造 ・ 規 模：鉄骨造3階建て  
一時保護所定員：18名

### 2 整備の概要

#### (1) 一時保護所棟（増築）

階数	延床面積	主な諸室
1階	448.77㎡	駐車場（17台）、倉庫
2階	443.34㎡	児童居室（個室4室、2人室4室、3人室2室）、 個室2室、静養室、食堂・娯楽室、調理室、 浴室・トイレ(男女別)、指導員室、事務室
3階	82.87㎡	屋外運動場、学習室、ファイル室
合計	974.98㎡	

#### (2) 児童相談所棟（改修）

階数	延床面積	主な諸室
3階	396.74㎡	面接相談室(1室→4室)、身体障がい児面接室、 観察室、診察室、判定室(3室)、箱庭心理療法室、 家族心理療法室、遊戯室(2室)、事務室、所長室

(※ 下線は、新たに整備した部屋等)

### 3 事業費

約5億8千4百万円

(主な内訳)

建設工事：約4億8千8百万円

基本・実施設計：約4千6百万円

工事監理、事務費等：約5千万円

#### 【一時保護所棟外観】



## 京築児童相談所の建設について

現在、京築児童相談所は一時保護所が設置されていないため、他の児童相談所を利用しており、保護した児童との面談やケアに迅速に対応できない等の課題があること、また、現施設の豊前総合庁舎では一時保護所を設置する面積が確保できないことから、新たに庁舎を建設するもの。

### 1 現施設の概要

所在地：豊前市大字八屋 2 0 0 7 - 1 豊前総合庁舎 3F  
設置年：平成 1 3 年 4 月（当初は田川児童相談所の京築支所として設置）  
面積：1 8 4 . 8 m<sup>2</sup>  
職員数：1 7 名（R4. 4. 1 時点）

### 2 整備の概要

住 所：豊前市大字八屋 2 0 0 0 - 1  
建築面積：4 8 8 m<sup>2</sup>  
延床面積：1, 0 4 1 m<sup>2</sup>  
構造・規模：木造 2 階建て  
一時保護所定員：1 0 名

階数	床面積	主な諸室
1 階	548.63 m <sup>2</sup>	相談室（3 室）、身体障害児面接相談室、家族合同相談室、判定室、箱庭療法室、観察室、多目的ホール、プレイルーム、所長室、事務室、宿直室、ファイル室、駐車場（2 5 台）、運動場
2 階	492.51 m <sup>2</sup>	児童居室（2 人部屋 4 室）、個室 4 室、食堂、娯楽室、学習室、静養室、医務室、指導員室、保育士室、調理室、調理員休憩室、浴室・トイレ（男女別）
合計	1,041.14 m <sup>2</sup>	

### 3 事業費

約7億4千万円

(主な内訳)	建設工事	…	約6億5千8百万円
	基本・実施設計	…	約3千8百万円
	工事監理、事務費等	…	約4千4百万円

### 4 事業スケジュール

令和3年度	地質調査、基本設計
令和4年度	実施設計
令和5～6年度	建設工事
令和7年1月	新庁舎の供用開始

### 5 周辺概況図



### 6 完成予想図



## 訪問相談支援による発達障がい児支援体制の強化事業について

県では、発達障がいを起因とする二次的問題（不安症、うつ病等）のあるひきこもり事例等、より高度な専門的対応が必要となる、主に思春期の発達障がい児に対する支援を強化するため、医師の指示に基づいた訪問相談支援体制を整備するとともに、宗像・粕屋圏域に居住する発達障がい児の相談支援体制の充実を図ります。

### （１）事業開始時期

令和5年9月開所予定

### （２）委託先

社会福祉法人福岡県厚生事業団

※福岡県障がい者リハビリテーションセンター（古賀市）内で事業実施

### （３）体制

専従：相談員2名

兼務：医師1名（福岡県障がい者リハビリテーションセンター長）

### （４）事業内容

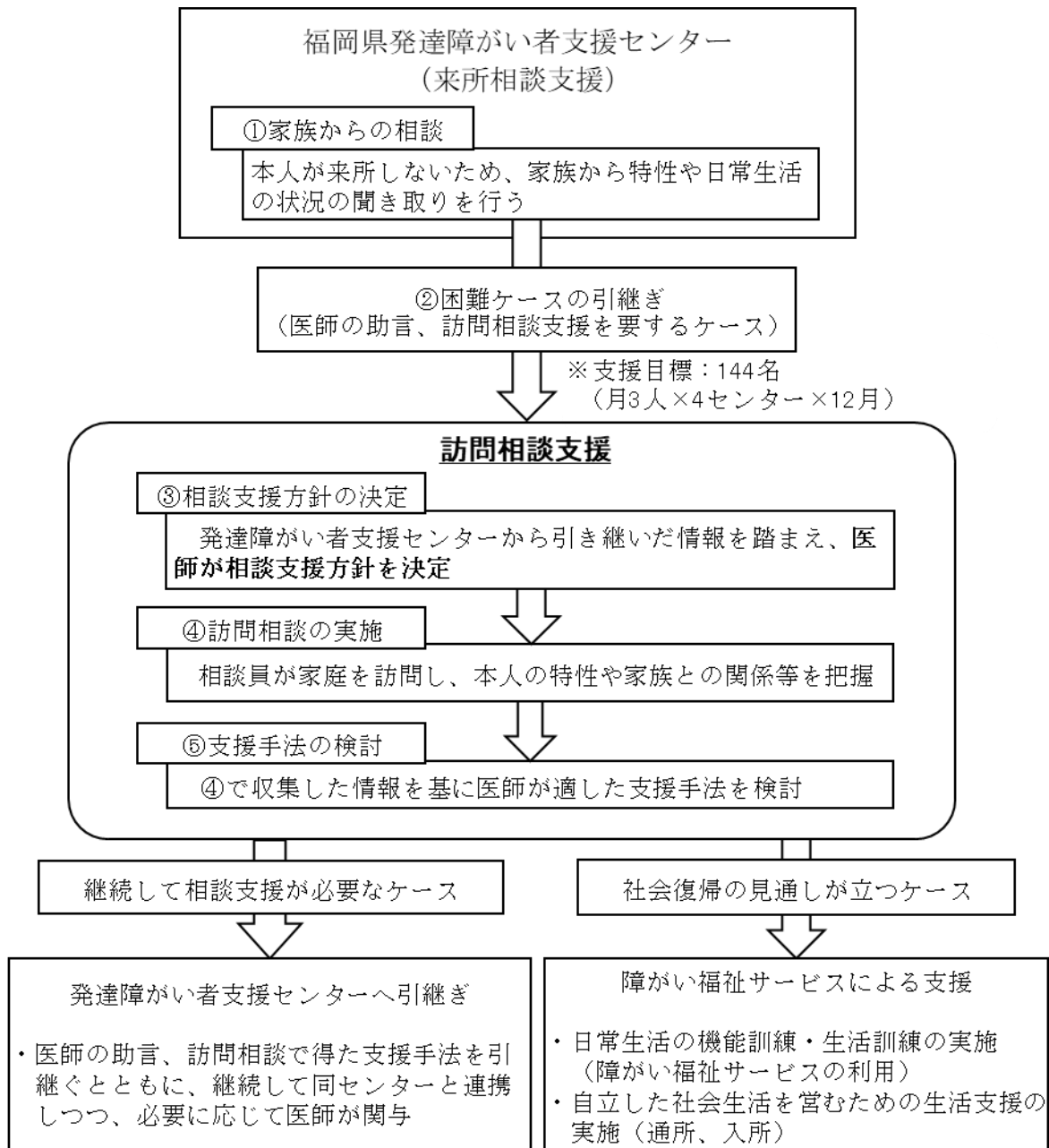
#### ① 発達障がいのある方に対する訪問相談支援事業

県内4箇所の発達障がい者支援センターが抱える、より専門的な対応を要する思春期の困難ケースについて、医師の指示に基づく訪問相談支援を実施。

#### ② 発達障がいのある方に対する来所相談支援

県発達障がい者支援センター福岡地域の支所として、一般的な発達障がいの相談に対応（主に宗像・粕屋圏域）。

**[訪問相談支援の事業スキーム]**



## 医療的ケア児保育・就学支援事業について

### 1 概要

県では、医療的ケア児とご家族が、希望に沿った保育・教育を受けることができるよう、市町村や教育委員会と連携した支援体制を構築するとともに、医療的ケア児が保育・教育を受ける機会を保障するため、保護者の学校付添いを代行する看護師派遣を支援します。

### 2 事業内容

#### (1) 保育・就学支援相談員の配置

[配置場所]

医療的ケア児支援センター（こども療育センター新光園内）

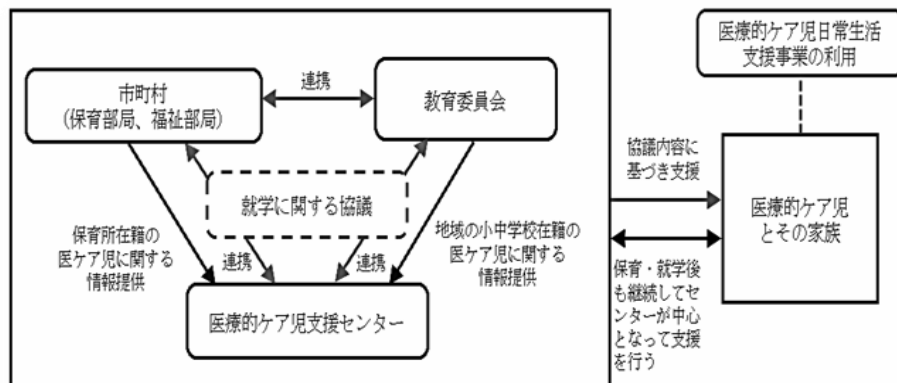
[配置人員]

1名（社会福祉士又は看護師）を9月から配置

[業務内容]

- ・ 保育所、学校設置者が策定する対応方針（保育・教育現場での医療的ケアの内容や頻度を踏まえた役割分担、緊急時対応等を規定）について、必要な助言を行う。
- ・ 対応方針策定後の実施状況を定期的にモニタリングし、必要な助言を行う。

※保育・就学支援スキーム



#### (2) 訪問看護師派遣事業

市町村が実施する医療的ケア児日常生活支援事業（旧在宅レスパイト事業）において、保育所、学校等への保護者付添いを代行する看護師派遣事業（年間144時間）を追加し、その費用の一部を県が助成。

[負担率]

県負担 1/2 市町村負担 1/2

[実施期間]

令和5年度～令和7年度



## 福岡県手話言語条例の制定及び関連事業について

### 1 概要

ろう者が日常生活や社会生活を安心して送ることのできる社会を実現するため、令和5年4月に「福岡県手話言語条例」が施行されました。県では手話を言語と位置づけ、きこえない、きこえにくい人が手話を学ぶ機会の確保や相談支援体制の整備に取り組めます。

#### <条例のポイント>

- 乳幼児期から家族とともに手話を学ぶ機会の確保
- 乳幼児期からの切れ目ない相談支援
- 手話通訳者の養成
- 手話への理解促進と意思疎通の支援

### 2 事業内容

#### (1) 手話通訳者等確保事業

- ① より高度な手話技術を持つ手話通訳士等の養成
  - ア 手話通訳士養成研修の実施
  - イ 手話通訳士スキルアップ研修の実施
- ② 身近な地域で手話通訳者養成研修を受講できる環境の整備
  - ア 手話通訳者養成研修の実施（開催地：1か所→2か所）
  - イ 上記の研修に従事する講師の養成研修の実施

#### (2) ろう児・家族支援事業

- ① 親子手話教室の実施  
きこえない・きこえにくい乳幼児とその家族等が、読み聞かせやゲーム等により親子で手話を学ぶ教室を4地域で開催
- ② 保育所等巡回相談の実施  
保育所等に出向き、きこえない・きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について職員の相談に対応

#### (3) その他事業

- ① 若い世代の手話通訳士育成事業  
若い世代に手話通訳士を目指してもらうため、県内大学において手話の魅力や手話通訳の業務内容等を伝える研修会を実施
- ② ICT活用による遠隔手話サービス周知啓発事業  
遠隔手話通訳の利用促進のため、県が行う説明会やセミナー等において活用。その効果を広く周知し、遠隔手話通訳の活用を促す。